

大田市告示第78号

大田市農林水産業県単独事業補助金交付要綱（平成30年大田市告示第147号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月17日

大田市長 楫野弘和

別表の2の表を次のように改める。

2 有機JAS認証拡大交付要綱関係

事業区分	事業種目	事業内容及び対象経費	補助率	補助額上限
有機JAS認証取得支援	(1) 新規取得者支援	新たに有機JAS認証を取得する者に対し、認証取得経費の一部を補助 ただし、初回に限り国事業の要件に合致しない者及び国事業に応募し、採択されなかった者に限る 初回を含め最大3回までの利用を限度とする（初回、国事業を活用した場合は、最大2回まで） ※なお、令和2年4月22日付け産支第26号制定の同事業を利用した者については、通算とする ○認証取得に要する経費 (1) 登録認証機関に対し	初回：定額 2回目以降：1/2以内	初回：500千円 2回目以降：250千円

	<p>て直接支払う認証に係る手数料等（ただし、振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費、認証シールは補助の対象としない）</p> <p>(2) 有機JAS講習会の受講料（初回に限る）</p> <p>※ なお、県外のほ場については、対象から除外する</p>		
<p>(2) 既存取得者の規模拡大支援</p>	<p>有機JAS認証ほ場面積を拡大し、有機農産物の生産拡大を目指す者に対し、有機JAS認証取得経費の一部を補助</p> <p>ただし、前年の有機JAS認証ほ場全体の面積に対し、純増する場合に限る</p> <p>○認証取得に要する経費</p> <p>(1) 登録認証機関に対して直接支払う認証に係る手数料等（ただし、振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費、認証シールは補助の対象としない）</p> <p>※ なお、県外のほ場につい</p>	1 / 2 以内	250千円

		ては、対象から除外する		
有機農業 産地づく り支援	(1) 有機農 業産地 形成活 動支援	有機JAS認証取得者等が、有 機農業の産地づくりのために 必要な取組を支援 ○ソフト事業 (1) 有機農業の産地づく りに向けた慣行栽培から の転換や有機栽培技術実 証等の取組に要する経費 (2) 有機農産物の新規販 路開拓や取引拡大のため の調査・活動経費 (3) 先進地調査に係る経 費 (4) その他、知事が認め る内容 ※ なお、県外のほ場につい ては、対象から除外する	1 / 2 以 内	500千円
	(2) 有機農 業産地 形成機 械等導 入支援	有機JAS認証取得者等が、有 機農業の産地づくりに向けた 共同化・分業化等の仕組みを 構築するために必要な機械等 整備を支援 ※ なお、県外のほ場につい ては、対象から除外する	1 / 3 以 内 国事業を 活用する 場合は1 / 6 以内	—

附 則

この告示は、令和5年4月24日から施行する。